

新型コロナウイルス感染症に備えた備蓄用防護具等の配布の考え方（修正版）

1 概要

感染発生時に備えた防護具等の備蓄が困難な施設等に対する支援を行うこととし、感染発生時に必要な1日分及び10日分の備蓄を1つの目安として、県及び市町村から必要な防護具等の支援を行うこととします。

2 施設等における防護具等の備蓄に係る支援

備蓄用防護具等の支援の流れは下記のとおりです。

(1) 備蓄管理表の作成

施設等で備蓄管理表を作成いただきます。

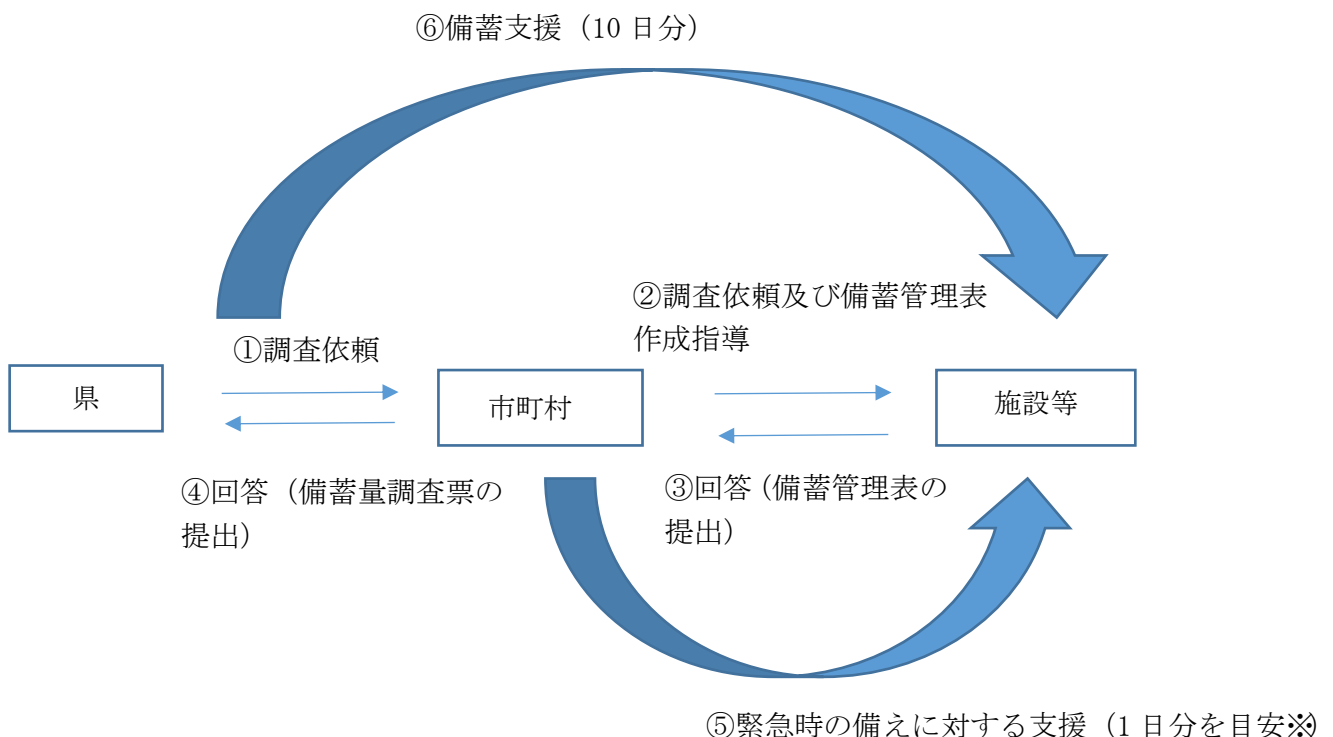
(2) 備蓄量調査の実施

県及び市町村では当該管理表に基づき備蓄量調査を実施します。

(3) 備蓄に対する支援

調査の結果、価格高騰等により施設において備蓄必要量を満たせない場合、県から施設等に対し防護具等の支援を検討することとします。

3 備蓄用防護具等支援の流れについて



※ 感染発生時には県から支援を行いますが、各施設等への配布までに1日程度は時間を要します。

そのため、感染発生時の即時対応用として最低限必要な1日分の備蓄については別途支援を行う必要がありますが、1日分の備蓄が困難な施設等については、日常的に使用する防護具等についても不足している可能性があるため、日常不足分と併せて市町村にご相談ください。

4 感染発生時備蓄用防護具等使用実績表について

感染発生時等により 10 日分の備蓄支援分から防護具等を使用し、補填が必要な場合、「感染発生時備蓄用防護具等使用実績表」に必要事項を記載して以下の通り提出してください。

- (1) 所在地が政令中核市の場合→市に提出
- (2) 所在地が上記以外の場合→県に提出